

第38回 一関地区広域行政組合  
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和5年3月2日（木）  
午後1時～午後3時  
場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) スケジュール変更に伴う施設規模の考え方（案）について

(2) 住民説明会等のご意見について

3 その 他

4 閉 会

## スケジュール変更に伴う施設規模の考え方（案）について

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下、「新処理施設」という）と一般廃棄物最終処分場（以下、「新最終処分場」という）について、令和5年2月8日の管理者副管理者会議において、両施設とも供用開始時期が1年程度遅れる見込みであることを確認した。

このことから、両施設の整備基本計画に策定している施設規模の考え方を次のとおり整理する。

### 1 新処理施設

#### (1) 現在の計画施設規模

整備基本計画において、令和9年度稼働時の処理対象ごみ量 26,324 t/年に対する施設規模 97.9 t/日に災害廃棄物 7.6%を見込み、106 t/日としている。（53 t × 2 炉）

#### (2) スケジュールの変更理由

資料No. 1 別紙のとおり

#### (3) スケジュール変更後の施設規模の算定方法（案）

案① 整備基本計画における処理対象ごみ量の予測結果を使用し、稼働時期に合わせた施設規模とする。

変更内容	年 度	対象ごみ量 A	施設規模 B	災害廃棄物見込み規模
1年延長	令和10年度	25,762 t/年	95.8 t/日	103.2 t/日→104 t/日

<算定式>

$$\text{施設規模 B} = \frac{A}{280 \text{ 日/年} \times \text{調整稼働率 } 0.96}$$

災害廃棄物見込み規模 =

$$\frac{B \times (1 + (\text{災害廃棄物 } 497 \text{ t} + \text{他市災害廃棄物 } 1,515 \text{ t}) \div A)}{}$$

案② 最新の対象ごみ量の実績に基づき、案①の算出方法を基本としながら、プラスチック資源循環促進法や分別区分の案などを考慮し改めて推計を行い、見直しの必要があるかどうかも含めて精査する。

なお、推計は次期廃棄物処理基本計画など各種計画との整合性を持たせるものとする。

#### (4) 施設規模の考え方（案）

- ・ 令和5年度に要求水準書の作成を進め、令和6年度に公募を行うことから、規模を確定させる時期は令和5年度中を見込んでいる。
- ・ 要求水準書の内容は、今後設置する予定の事業者選定委員会（仮称）において協議することとしていることから、施設規模においてもその中で改めて確認する。
- ・ 確認の方法は、(3)の案①とした場合には、現在のごみ処分量や今後、次期廃棄物処理基本計画との差異が生じると想定されることから、案②の方法により行うものとしたい。

## 2 新最終処分場

### (1) 現在の計画施設規模

第1期	令和8年度～令和22年度（15年間）	80,600 m <sup>3</sup>
第2期	令和23年度～令和32年度（10年間）	46,200 m <sup>3</sup>
		計 126,800 m <sup>3</sup>

※焼却残さは、セメント原料化量を含めた全量を最終処分量として見込んでいる。

### (2) スケジュールの変更理由

資料No.1別紙のとおり

### (3) スケジュール変更後の施設規模の算定方法（案）

案① 整備基本計画では、廃棄物処理基本計画を基にごみ処理量を算出し、年次埋立量を決定していることから、同様の方法で変更後の稼働開始時期から25年間の埋立量を算出する。

変更内容	期 間	埋 立 量	総埋立量	当初との比較	比較割合
1年延長	1期 令和9年度～ 令和23年度	78,576 m <sup>3</sup>	124,774 m <sup>3</sup>	△2,026 m <sup>3</sup>	△1.6%
	2期 令和24年度～ 令和33年度	46,198 m <sup>3</sup> ※			

※整備基本計画では、令和23年から32年度までは、令和22年度の数値を元に見込んでいる。令和33年度も同様の数値と見込み算定した。

案② 最新の対象ごみ量の実績に基づき、案①の算出方法を基本としながら、プラスチック資源循環促進法や分別区分の案などを考慮し改めて推計を行い、埋立量の見直しの必要があるかどうかも含めて精査する。

なお、推計は次期廃棄物処理基本計画など各種計画との整合性を持たせる。

### (4) 施設規模の考え方（案）

- ・ 新処理施設の規模の確認に合わせて行うこととし、令和5年度後半から令和6年度かけて予定している実施設計に反映する。
- ・ 確認方法は、新処理施設と同様に、案②の方法により行うこととしたい。
- ・ なお、災害が生じた場合の変動も考えられることから、埋立量が不足することがないように十分な埋立量を確保することを前提として判断する。

### 第3 施設整備の基本的事項

#### 1 処理対象ごみ

処理対象ごみは、次に示すとおりとする。

- ① 可燃ごみ
- ② 可燃粗大ごみ
- ③ 可燃残渣
- ④ し渣・汚泥
- ⑤ 災害廃棄物

#### 2 施設規模

##### (1) 処理対象ごみ量

処理対象ごみ量の予測結果は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 処理対象ごみ量の予測結果

年 度		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
燃やすごみ	t/年	25,227	24,693	24,308	23,927	23,549	23,176	22,802	22,427	22,050	21,676
可燃粗大ごみ	t/年	728	713	702	691	680	669	658	648	637	626
可燃残渣	t/年	283	272	267	263	259	255	251	247	243	238
し渣・汚泥	t/年	86	85	83	82	81	80	79	77	76	75
合計	t/年	26,324	25,762	25,360	24,964	24,569	24,180	23,790	23,399	23,006	22,616

※ 端数の関係上、合計が合わない場合がある。

新処理施設の稼働開始を令和9年度とした場合、令和9年度の処理対象ごみ量は表3-2-2のとおりである。

表3-2-2 処理対象ごみ量

	ごみ量 (t/年)
① 可燃ごみ	25,227
② 可燃粗大ごみ	728
③ 可燃残渣	283
④ し渣・汚泥	86
計	26,324

(2) 施設整備規模の算定

ア 目標年度

新処理施設の稼働開始を令和9年度とし、稼働開始後、最もごみ量の多い令和9年度を計画目標年度とする。

イ 炉構成

炉の系列数としては、1系列、2系列、3系列等が考えられる。環境省廃棄物処理事業実態調査結果（平成30年度実績）より、100t以上150t以下の焼却施設（全連続運転）における炉構成は、表3-2-3のとおりとなる。また、それぞれのメリット及びデメリットは、表3-2-4のとおりである。

今回計画する焼却施設の炉構成は、処理の安定性・継続性、経済性等の観点及び他施設事例から2系列とする。

表3-2-3 焼却施設の系列数（連続運転100t以上150t以下）

系列数	施設数
1系列	25施設
2系列	140施設
3系列	5施設

表3-2-4 炉の系列数におけるメリット・デメリット

系列数	メリット	デメリット
1系列	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉室の幅が狭いので、細長い敷地にも対応できる。</li> <li>炉の規模が大きく、定格処理時には燃焼が安定しやすい。</li> <li>建設費、補修費が安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設への平均搬入量は、施設規模の70%程度であるが、炉を部分負荷で運転すると燃焼が安定しにくいいため、ごみが少なくなるたびに焼却炉の起動・停止を繰り返す必要がある。</li> <li>炉の系列に万一トラブルが発生した場合、ごみ処理が停止してしまう。</li> </ul>
2系列	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉室の幅が3系列以上の場合に比べて狭いので、比較的細長い敷地にも対応できる。</li> <li>1炉運転と2炉運転を適切に組み合わせることにより、各系列は常に定格負荷の運転ができ、燃焼が安定しやすい。</li> <li>1炉が故障しても施設能力の1/2が確保できる。</li> <li>建設費、補修費が1系列に続いて安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1炉運転時には2炉運転時の1/2の処理能力となり、毎日の搬入量と処理量の差が大きいため、ごみピットへのごみの堆積速度が速い。</li> </ul>
3系列	<ul style="list-style-type: none"> <li>2炉運転と3炉運転を適切に組み合わせることにより、各系列は常に定格負荷の運転ができ、燃焼が安定しやすい。</li> <li>1炉が故障しても施設能力の2/3が確保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広い幅の炉室が必要で、敷地の幅が狭いと配置できない。</li> <li>今回の整備規模では、1炉規模が小さすぎて燃焼の安定化が難しい。</li> <li>建設費、補修費が2系列より高くなる。</li> </ul>

ウ 施設整備規模の算定

施設整備規模は、平成15年度に国から示されていた規模算定式（環廃対発第031215002号）により算出する。

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{年間処理量 (t/年)} \div \text{年間稼働日数 (日/年)} \div \text{調整稼働率}$$

- ・年間処理量 : 26,324t/年（処理対象ごみ量の予測結果より）
- ・年間稼働日数 : 280日（①年1回の補修整備期間30日－②年2回の補修点検期間各15日－③全停止期間7日間－①②③の（起動に要する日数各3日＋停止に要する日数各3日）＝85日を365日から差引いた280日）
- ・調整稼働率 : 0.96（正常に運転される予定の日でも故障修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数）

上記、算出式により算出すると、施設整備規模は次のとおりである。

$$\text{施設規模 (t/日)} = 26,324\text{t/年} \div 280\text{日/年} \div 0.96 = 97.9\text{t/日}$$

また、環境省の「廃棄物処理施設整備計画」では、大規模な災害が発生しても一定期間において処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の処理能力に余裕を持った施設を整備することが重要であるとされている。

そのため、直近10年間における災害廃棄物の最大発生量（497t）と、他市災害廃棄物の最大受入量（1,515t）より、災害が発生した場合の廃棄物処理量を施設規模の7.6%程度と見込み、施設規模を次のとおり設定した。

$$97.9\text{t/日} \times (1 + (\text{災害廃棄物}497\text{t} + \text{他市災害廃棄物}1,515\text{t}) \div \text{焼却対象ごみ量}26,324\text{t}) = 105.4\text{t/日} \approx 106\text{t/日}$$

→ 災害廃棄物を見込んで106（t/日）

2炉構成として、1炉当りの規模は53t/日となる。

施設整備規模：106t/日（53t/日×2炉）

### 第3 施設整備の基本的事項

#### 1 計画条件の設定

##### (1) 施設の概要

###### ア 埋立対象物の設定

新最終処分場に埋め立てる廃棄物は、主に中間処理施設から排出される焼却残渣、不燃残渣及び不燃物とする。

###### イ 埋立期間の設定

新最終処分場は、長期間安定的に構成市町区域内の一般廃棄物の適正処理体制を確保し、災害対応にも対応できるよう、1期15年、2期10年分を整備するものとする。

表3-1-1 計画目標期間

期	計画目標期間
第1期	令和8年度（2026年）～令和22年度（2040年）（15年間）
第2期	令和23年度（2041年）～令和32年度（2050年）（10年間）

###### ウ 必要覆土量の検討

覆土量は、最終処分量の1/3を見込むと次のとおりとなる（表3-1-2 最終処分場埋立容量 参照）。

覆土量は、埋立面積、埋立形状により中間覆土量、最終覆土量に違いが生じるため、基本設計時に確認するものとする。

第1期	20,150m <sup>3</sup>
第2期	11,550m <sup>3</sup>
合計	31,700m <sup>3</sup>

###### エ 埋立対象物体積換算係数の設定

新最終処分場の埋立容量は、埋立対象物重量に単位体積重量（1m<sup>3</sup>当たりの重量）の係数を乗じて得た値とする。埋立対象物堆積換算係数は、焼却残渣の係数を1.00、不燃残渣の係数を0.60と設定した。

オ 埋立規模の設定

新最終処分場の規模決定に際しては、ごみ処理基本計画を基に中間処理施設のごみ処理量により算出し、年次埋立量を決定する。

表3-1-2 新最終処分場埋立容量

年 度	埋立年数	焼却残渣	不燃残渣	最終処分量	覆 土	最終処分量 (覆土含む)	
		m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> /年	m <sup>3</sup> (累計)
R08	1年目	3,663.8	1,334.4	4,998.1	1,666.0	6,664.2	6,664.2
R09	2年目	3,158.9	1,281.3	4,440.2	1,480.1	5,920.3	12,584.4
R10	3年目	3,091.5	1,229.3	4,320.8	1,440.3	5,761.0	18,345.5
R11	4年目	3,043.2	1,210.3	4,253.5	1,417.8	5,671.3	24,016.8
R12	5年目	2,995.6	1,191.4	4,187.0	1,395.7	5,582.7	29,599.5
R13	6年目	2,948.3	1,172.7	4,121.0	1,373.7	5,494.7	35,094.2
R14	7年目	2,901.6	1,154.2	4,055.8	1,351.9	5,407.7	40,501.8
R15	8年目	2,854.8	1,135.7	3,990.5	1,330.2	5,320.6	45,822.5
R16	9年目	2,807.9	1,117.2	3,925.1	1,308.4	5,223.4	51,055.9
R17	10年目	2,760.7	1,098.5	3,859.1	1,286.4	5,145.5	56,201.4
R18	11年目	2,713.9	1,079.9	3,793.8	1,264.6	5,058.5	61,259.8
R19	12年目	2,667.3	1,061.5	3,728.8	1,242.9	4,971.8	66,231.6
R20	13年目	2,620.5	1,043.0	3,663.4	1,221.1	4,884.6	71,116.2
R21	14年目	2,573.4	1,024.3	3,597.8	1,199.3	4,797.0	75,913.2
R22	15年目	2,526.0	1,005.6	3,531.5	1,177.2	4,708.7	80,621.9
R23	16年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	85,241.6
R24	17年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	89,861.4
R25	18年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	94,481.2
R26	19年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	99,100.9
R27	20年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	103,720.7
R28	21年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	108,340.5
R29	22年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	112,960.2
R30	23年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	117,580.0
R31	24年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	122,199.8
R32	25年目	2,478.2	986.6	3,464.8	1,154.9	4,619.8	126,819.6



表3-1-2新最終処分場埋立容量により、新最終処分場の規模を次のとおりとする。

第1期	80,600m <sup>3</sup>
第2期	46,200m <sup>3</sup>
合計	126,800m <sup>3</sup>

※ 焼却残渣は、セメント原料化量を含めた全量を最終処分量として見込んでいる。

## 住民説明会等のご意見について

令和5年2月に開催した住民説明会等について、次のとおり説明を行ったので報告する。

### 1 住民説明会等開催日程

区分	会場	開催日	時間	参加者	備考
土地所有者 説明会	千厩市民センター	2月5日(日)	10:00	5人	
	弥栄市民センター平沢分館	2月5日(日)	14:00	7人	
周辺自治会 説明会	弥栄市民センター平沢分館	2月19日(日)	10:00	17人	6～8区、協議会構成員など
	マリアージュ	2月19日(日)	14:00	19人	北ノ沢、木六、駒場
住民説明会	平泉町学習交流施設エピカ	2月20日(月)	19:00	24人	平泉町
	ユードーム	2月25日(土)	10:00	16人	一関市
	弥栄市民センター	2月25日(土)	14:00	13人	候補地の地域
	マリアージュ	2月26日(日)	10:00	99人	候補地の地域

### 2 説明内容

- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況
  - ・ 事業範囲（案）について
  - ・ 周辺環境の整備について
  - ・ 付加的に導入する処理方式について
  - ・ 事業方式について
  - ・ 余熱活用策について
- (2) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況
  - ・ マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画案について
- (3) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況
  - ・ 事業範囲（案）、取付道路の位置（案）、処理水の放流位置（案）について

※ **別紙1-1～5** 住民説明会等資料を参照

### 3 質問・意見の内容

- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設
  - ・ 道路改良
  - ・ 取付道路の勾配
  - ・ 付加的導入とした堆肥化設備の内容
  - ・ 外観やデザインへの配慮
  - ・ 余熱活用の地元への還元
  - ・ 発電による売電方法（新電力など地元利用）
- (2) マテリアルリサイクル推進施設
  - ・ （仮称）危険ごみ・有害ごみの内容
- (3) 一般廃棄物最終処分場
  - ・ プラスチック資源循環法による埋立容量の減量
  - ・ 選定経過についての疑問、候補地を見直しを求める意見
  - ・ 施設整備されることでの災害などの不安
  - ・ 理解促進のため現施設の見学会

※ 要旨は**別紙2**のとおり

# エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設 第4回建設候補地 土地所有者説明会

日時：令和5年2月5日（日）午後2時  
場所：弥栄市民センター平沢分館

一関地区広域行政組合



1

## 本日の説明内容

- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定
- (2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況
- (3) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況
- (4) 今後の予定



2

## (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定について



前回の説明会において、計画案の概要をご説明していただきました「**エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画**」を令和4年3月に策定しました。

本日は、計画の概要版を資料として配布しております。

本計画に基づき、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（新処理施設）の整備を進めることとしています。

3

## (2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況について

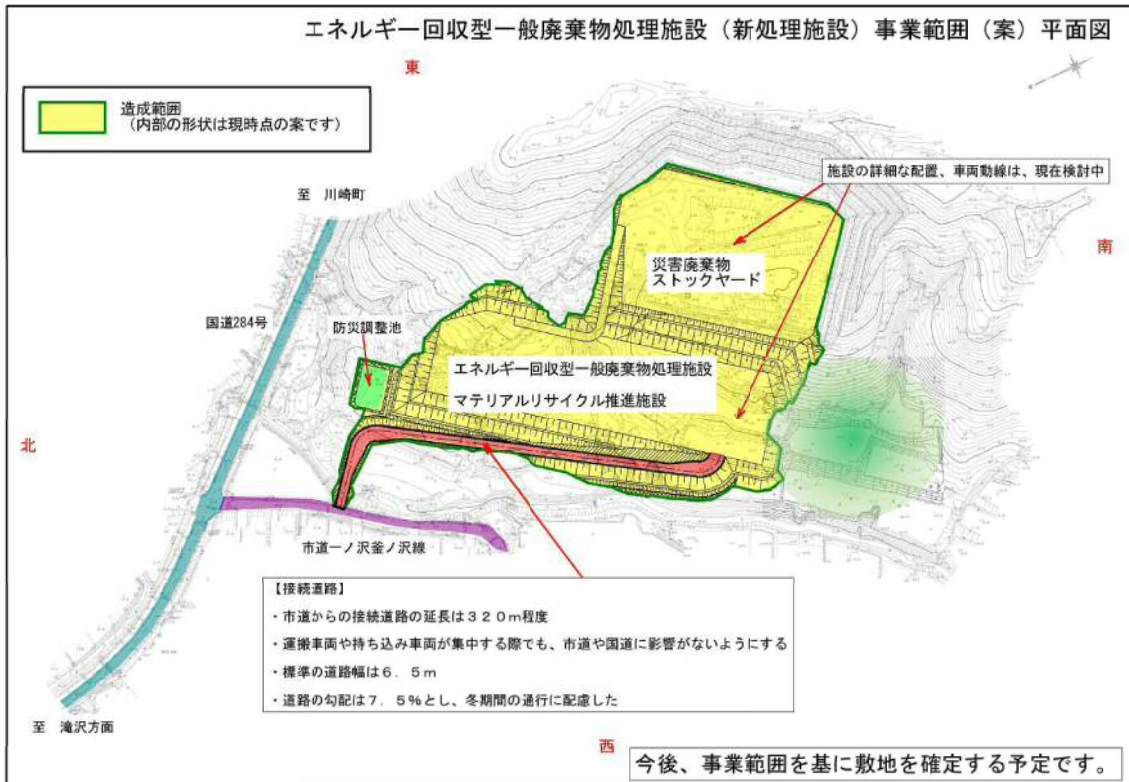


エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討しました。

- 事業範囲（案）について
- 周辺環境の整備について
- 付加的に導入する処理方式について
- 事業方式について
- 余熱活用策について

4

## ■ 事業範囲(案)について



5

## ■ 周辺環境の整備について

### ① 国道284号の交通量調査の実施と分析

これまでの説明会において、国道284号の交通状況から候補地への接続道路までの道路状況の改善についてご意見をいただいていたことから、国道284号の交通状況の確認を行うため、交通量調査を実施しました。

#### 分析結果

調査の結果、ピーク時の1時間当たりの交差点交通量は、出勤時間の1,226台でした。これに将来の交通量伸び率を掛け、さらに施設従業員の見込み人数を加え分析した結果、交差点の混雑の状況を数値化した「交通容量比」の値は、改善が必要となる「1」に対し、最大で0.029と下回っていることから、**現況交差点での交通処理能力は十分あるものとなりました。**

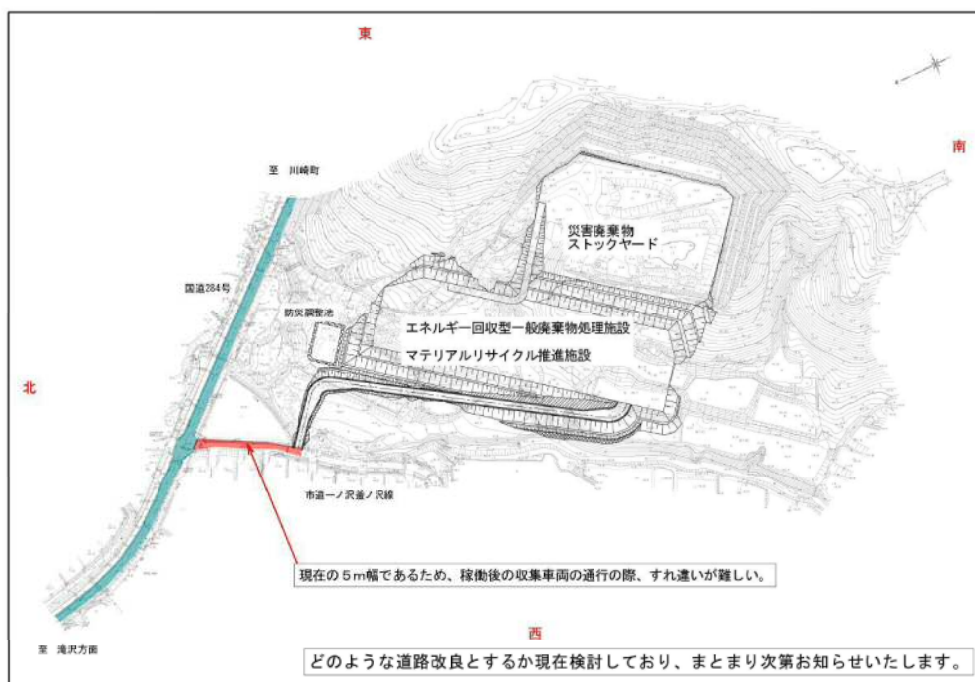


しかしながら、現状の交差点は直線から勾配もあり、速度が出やすい路線であることや冬期間の影響を勘案し、より安全に配慮するため道路改良ができないか現在、検討を継続しております。

6

## ② 候補地への接続市道の改良

候補地に接続する市道（一ノ沢釜ノ沢線）について、現在の道路の幅が5mであることから、収集車両のすれ違いが難しく、通行及び安全上問題となることから、**市道の拡幅について検討しています。**



7

## ■ 付加的に導入する処理方式について

新処理施設の処理方式は、「**焼却方式**」としていますが、このほかに啓発を行うという観点から、焼却方式に加え、「**資源化率の高い処理方式**」を**付加的に導入**し、可燃物（燃やせるごみ）の一部が資源化する取組みを可視化することにより、資源循環型社会形成に向けた住民の意識醸成を図ることができないか検討したものです。

### 検 討 結 果

資源化率の高い処理方式としては、実現性やコストなどの運用面から最も優位であるとして「**生ごみの堆肥化設備の設置**」としました。

新処理施設の建設に合わせて設置に向けて計画を進めることとし、具体的な規模や、堆肥化する生ごみの収集方法については今後検討します。

なお、この取組は啓発が目的であるため、**事業者などから排出された生ごみの一部を利用することを想定しており、設備については小規模になる見込みです。**

8

## ■ 事業方式について

新処理施設の建設や運営の事業方式について検討した結果、**DBO方式（設計施工と運営の一括発注）**が最も優位性があるものとなりました。

各事業方式の特徴

事業方式	特徴	資金	設計 建設	運営	施設の所有
PFI(Private Financial Initiative) 民設民営	公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 あくまで地方公共団体が発注者となる。	民間	民間	民間	施設の所有は民間にあるが、契約期間終了後は自治体に所有権を移転(施設を解体、または民間にそのまま移譲される方法もある)
<b>DBO(Design Build Operate)</b> 公設民営	<b>地方公共団体が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する手法。</b>	<b>公共</b>	<b>民間</b>	<b>民間</b>	<b>施設の所有権は自治体にある</b>
公設公営	財源確保から設計・建設・運営全てを公共が行う。(運営を民間委託する場合も含む)	公共	公共	公共	施設の所有権は自治体にある

9

## ■ 余熱活用策について

新処理施設では、廃棄物を焼却した際に発生した熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンによる**発電**を行い施設の稼働などに利用することとしていますが、**更に余った熱を活用**できないか検討をしています。

### 発電量等試算例（整備基本計画 熱利用計画から）

（発電機容量が1,900KW、基準ごみを2炉運転で焼却する場合）

**発電量：1,633 KW、熱量：23.2 GJ（50℃程度の温水）**

余熱活用策については、一関市、平泉町の職員で構成する「余熱活用ワーキンググループ」において具体的な検討を進めてきました。

10

ワーキンググループからの提案内容について実現性を考慮したうえで次の2つについて検討を進めることとしました。

### ●防災機能（避難スペースなど）

施設本体に取り入れることが可能であり、処理施設は災害時にも稼働できるため。

### ●農林業利用（温室ハウスなど）

回収エネルギーを産業へ還元し、資源循環を図ることができるため。

（※農業利用のほか林業への活用を含めることとした。）

（具体策案の例：農業トレーニングハウス、振興作物栽培、木材チップ乾燥）

余熱活用については、実際に使用できる熱量などを精査したうえで、今後、ご意見を伺いながら検討いたします。

この余熱活用の取組は、  
一関市の「**一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン**」  
平泉町の「**平泉町地球温暖化対策実行計画**」  
に合致したものです。

11

## (3) マテリアルリサイクル推進施設の検討状況について



### ■ マテリアルリサイクル推進施設の整備

組合では、当初、新処理施設を先行して整備事業を進めており、資源物や不燃物、粗大ごみなどの処理を行うマテリアルリサイクル施設（以下「**新リサイクル施設**」という）については、当面、現施設で処理することとし、プラスチック資源循環法の状況に併せて新リサイクル施設の整備の検討することとしておりました。

令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行されたことや、現施設の老朽化の課題を踏まえ、**新リサイクル施設については、新処理施設と併せて整備することとした**ものです。

12



## ■ マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画(案)の概要(作成中)

新リサイクル施設の規模や能力などについて、基本事項をまとめる整備基本計画の策定を現在進めています。構成案は次のとおりです。

章	項目	内容
第1章	基本計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一関清掃センターと大東清掃センターを統合 (どちらも稼働後20年以上経過)</li> <li>● 新リサイクル施設の整備に向けて基本計画を策定</li> </ul>
第2章	施設整備基本方針	<b>基本方針</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安定性に優れた安全な施設</li> <li>② 環境に配慮した施設</li> <li>③ 廃棄物を資源として活用できる施設</li> <li>④ 災害に強い施設</li> <li>⑤ 経済性に優れた施設</li> </ol>
第3章	基本的事項の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対象ごみ・・・ごみの分別区分の検討</li> <li>● 処理対象ごみ量 <b>3,990 t /年間</b></li> <li>● 施設整備規模               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)稼働時間 <b>5時間/日(日中)</b></li> <li>(2) 施設整備規模 <b>21 t /日</b></li> </ol> </li> <li>● 建設候補地・・・<b>新処理施設と同一敷地内に整備</b></li> <li>● 公害防止条件・・・<b>自主基準を検討</b></li> </ul>

13

章	項目	内容
第4章	安全・衛生対策	稼働時の施設内の安全対策、衛生対策など
第5章	環境保全計画	環境保全計画対策の検討 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音・振動対策</li> <li>2 悪臭対策</li> <li>3 排水対策</li> <li>4 粉じん対策</li> </ol>
第6章	基本フロー	検討中(基本フロー、前処理フロー、処理フロー)
第7章	機械設備の検討	検討中(導入する設備の概要、条件など)
第8章	建築計画の検討	検討中(建築計画、建築物の構造など)
第9章	啓発施設の検討	検討中(啓発、環境学習施設など)
第10章	全体配置計画の検討	検討中(施設配置例など)
第11章	施設運営計画	検討中(運転管理方法、運転人員など)
第12章	財源計画	検討中(建設費、財源計画など)
第13章	整備スケジュール	検討中(事業工程、工事工程など)

今後、案がまとまり次第、改めてご説明する予定です。

14

## (4) 今後の予定



### ■新処理施設整備スケジュール変更の見込み

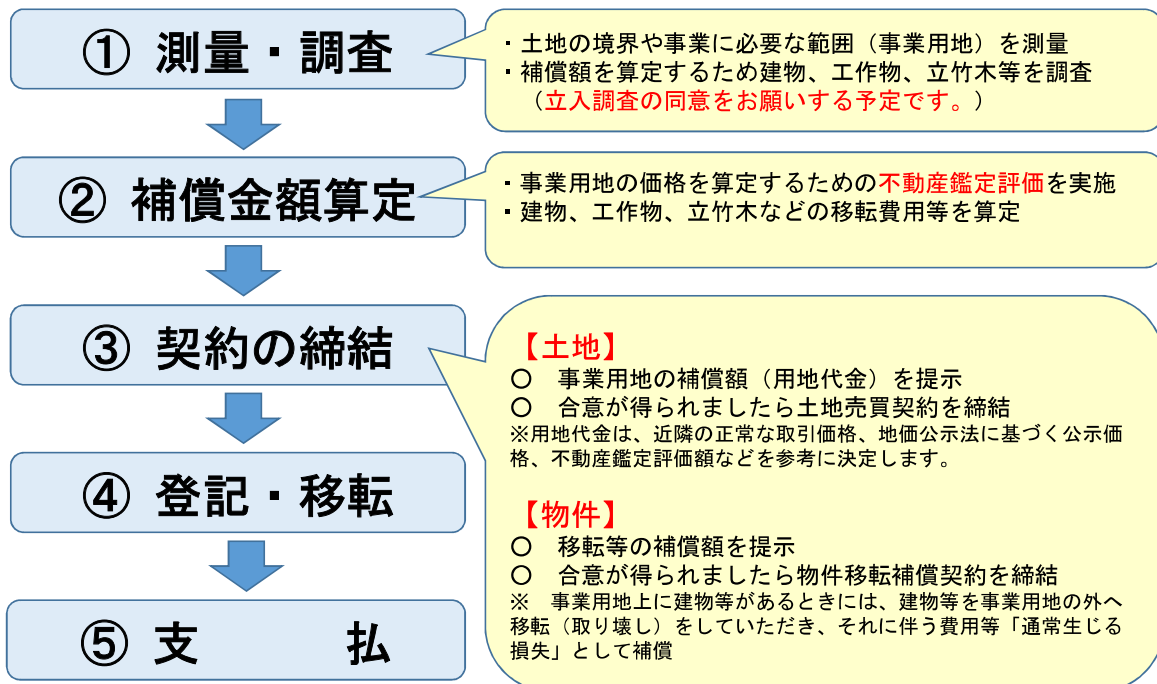
現在、整備基本計画の策定を進めている新リサイクル施設を新処理施設と同一敷地内に整備することとしていることから、新処理施設整備と新リサイクル施設整備との工程のすり合わせを図るため、関連事業の実施時期の見直しを行いました。

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境影響評価	当初	■	■	■					
	変更後		■	■	■				
用地測量 不動産鑑定	当初			■					
	変更後			■					
用地取得	当初			■					
	変更後			■					
事業者選定	当初		■	■	■				
	変更後		■	■	■	■			
実施設計 建設工事	当初				■	■	■	■	■
	変更後				■	■	■	■	■
試運転	当初							■	■
	変更後							■	■
供用開始	当初							★	
	変更後								★

建設工事発注時期を変更することから、供用開始が1年程度ずれる見込み。  
(令和9年度末 → 令和10年度末)

15

### ■土地売買（用地補償）の手続き



16

## ■土地売買（用地補償）のスケジュール（見込み）

- 事業範囲に基づき、用地の範囲をお示しいたします。  
（説明会の開催 令和5年5～6月頃）
- 用地の範囲についてご了解いただき、次の調査を実施いたします。  
実施の際は、土地所有者の皆さまから土地の立ち入りなどのご協力を  
をお願いする予定です。

- ・ 用地測量（6カ月程度）
- ・ 物件補償調査（6カ月程度）
- ・ 不動産鑑定評価（3カ月程度）

※ 調査のスケジュールは次回の説明会でお知らせいたします。

- 調査結果を基に補償金額の算定を行い、用地の範囲となる土地所有者の皆さまにご提示したいと考えております。

なお、現在検討しております周辺環境の整備の方針やスケジュールについては、改めてお知らせいたします。

17

## ■令和5年度に実施予定の事業

令和5年度に予定している主な事業は次のとおりです。

なお、詳細の進め方や時期については、土地所有者、周辺住民の皆さまと話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

項目	内容
環境影響評価	調査結果に基づき影響を分析し準備書を取りまとめ公表する
先進地視察	今後もご意見をお聞きしながら必要に応じて実施
用地測量	造成設計等をもとに、取得する土地の面積を求積し、境界の確認などを行う
造成実施設計	基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
不動産鑑定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
土地売買契約	土地所有者との合意の上、売買契約等を行う

18

ご清聴ありがとうございました



# 一般廃棄物最終処分場 第3回建設候補地 土地所有者説明会

日時：令和5年2月5日（日）午前10時  
場所：千厩市民センター

一関地区広域行政組合



1

## 本日の説明内容

- (1) 一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定
- (2) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況
- (3) 今後の予定



2

## (1) 一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定



組合では、施設規模や能力など施設整備の基本的事項をまとめた「**一般廃棄物最終処分場整備基本計画**」を令和4年3月に策定いたしました。

本日は、計画の概要版を資料として配布しております。

本計画に基づき、一般廃棄物最終処分場（新最終処分場）の整備を進めることとしています。

3

## (2) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況



一般廃棄物最終処分場整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討してきました。

- **事業範囲（案）**
- **取付道路の位置（案）**
- **処理水の放流位置（案）**

4

## ■ 事業範囲(案)・取付道路の位置(案)・処理水の放流位置(案)



5

## (3) 今後の予定



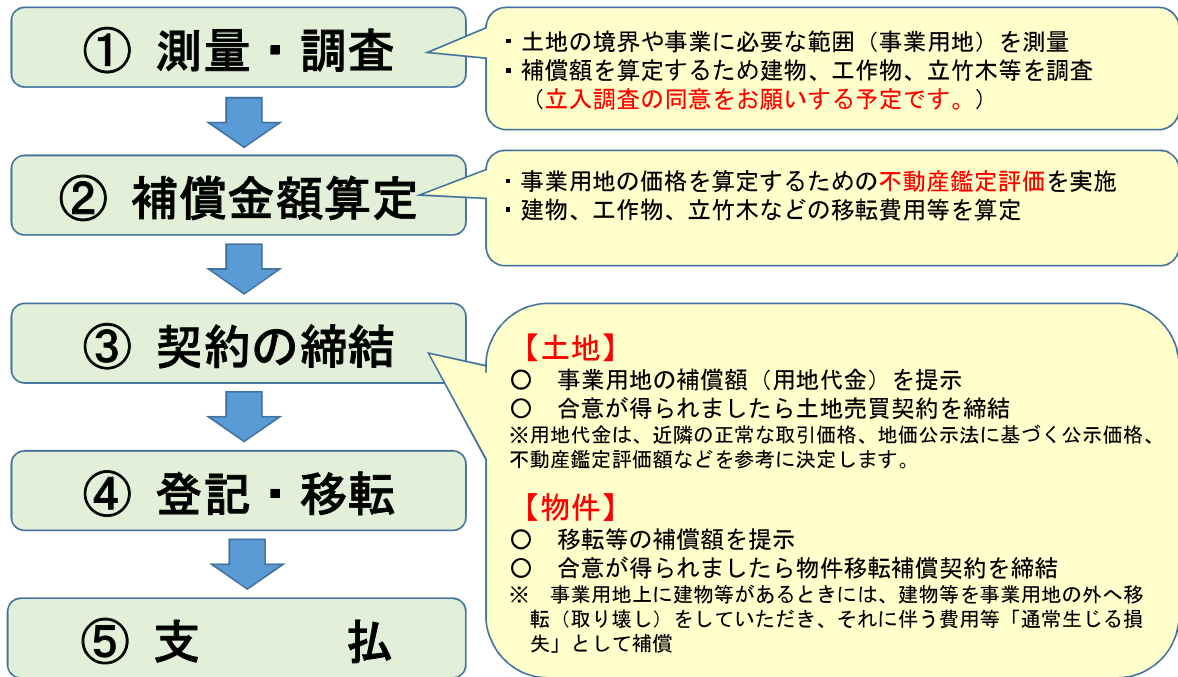
### ■ 整備事業スケジュールの変更見込み

『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願が組合議会に提出されたことに伴い、議会の判断が示されるまでは事業を中断していたことから、事業工程の見直しを行ったところ、供用開始の時期が **1年程度ずれる見込み** です。  
 (令和8年度末 → **令和9年度末**)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地形測量	当初	■							
	変更後	■							
地質調査	当初	■							
	変更後	■							
基本設計	当初	■	■	■					
	変更後	■	■	■					
用地測量 不動産鑑定	当初			■	■				
	変更後			■	■				
用地取得	当初			■	■	■			
	変更後			■	■	■			
生活環境影響調査	当初		■	■	■	■			
	変更後		■	■	■	■			
実施設計	当初			■	■	■	■		
	変更後			■	■	■	■		
建設工事	当初				■	■	■	■	
	変更後				■	■	■	■	
供用開始	当初							★	
	変更後							★	

6

## ■土地売買（用地補償）の手続き



7

## ■土地売買（用地補償）のスケジュール（見込み）

項目	令和5年度												令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
用地測量																								
物件補償調査																								
不動産鑑定評価																								
契約の締結																								
登記・移転																								
支 払																								

測量・調査については、事業範囲に基づき敷地の範囲の案をご説明したうえで調査に入ります。

測量・調査する際には、土地の立ち入りなどご協力をお願いする予定です。

8



## ■ 令和5年度の予定

### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）

新最終処分場建設候補地周辺の生活環境への影響を予測・分析し、その対応を検討するための調査を実施します。

#### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）において施設の設置許可を要する**一定規模の廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもの**。  
対象とする規模は次のとおり。

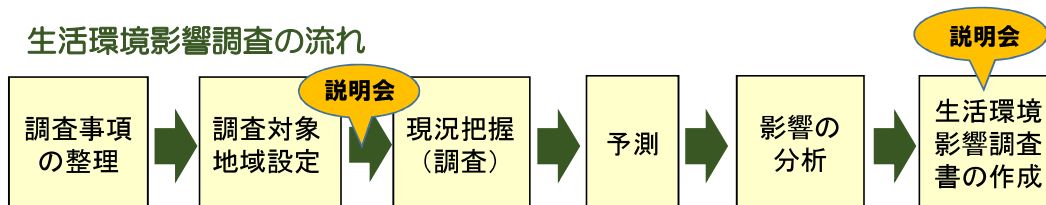
根拠法令	調査内容	新処理施設 (処理能力約4.5 t/時)	新最終処分場 (埋立面積2~3ha)
環境影響評価法	環境影響評価 (環境アセスメント)	—	30ha以上
岩手県環境影響評価条例	環境影響評価 (環境アセスメント)	<u>4 t/時以上</u>	5 ha以上~30ha未満
廃棄物処理法	生活環境影響調査 (ミニアセスメント)	200kg/時以上	<u>県条例未満の面積</u>

9

### 【事業内容】

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）が示す内容は次のとおり。

#### ① 生活環境影響調査の流れ



#### ② 調査項目の例

項目	内容
大気質	粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子物質
騒音	騒音レベル
振動	振動レベル
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）
水質	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全りん、全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質（SS）、その他必要な項目
地下水	地下水の流れ

調査に当たっては土地への立ち入りについて同意をお願いする予定です。

10

## その他の事業

生活環境影響調査以外の新最終処分場建設に関連する事業は次のとおりです。

なお、このほかに最終処分場がどのような施設であるかご理解いただくための施設見学会の開催などを考えております。

項 目	内 容
用 地 測 量	造成設計等を基に、取得する土地の面積を求積し、また境界の確認などを行う
不 動 産 鑑 定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
実 施 設 計	令和4年度に行った基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う

11

ご清聴ありがとうございました。



12

# エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等

## 第 6 回 建設候補地周辺自治会説明会

日時：令和5年2月19日（日）午前10時

場所：弥栄市民センター平沢分館

一関地区広域行政組合



1

### 本日の説明内容

- (1) 前回（第5回）説明会の概要
- (2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定
- (3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況
- (4) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況
- (5) 今後の予定



2

## (1) 前回（第5回）説明会の概要（R4.2開催）



### ■ 説明内容

#### ● 第4回説明会（R3.11開催）の概要

- ・ 地形測量、地質調査の結果・・・令和3年9月に完了
- ・ 排ガスの自主基準（案）・・・法定よりも厳しい自主基準を設定
- ・ 余熱活用（案）の検討状況・・・4つの分野（農業利用、健康増進、防災機能、工場誘致）で検討
- ・ 環境影響評価方法書・・・実施方法をまとめた方法書の内容

#### ● エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画（案）の概要

#### ● 今後の予定

- ・ 令和4年度、令和5年度の予定

3

## (2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定



前回説明会までに、計画案の概要をご説明しておりました「**エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画**」を令和4年3月に策定しました。

本日は、計画の概要版を資料として配布しております。

本計画に基づき、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（新処理施設）の整備を進めることとしています。

4

### (3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況



エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討しました。

- 事業範囲（案）について
- 周辺環境の整備について
- 付加的に導入する処理方式について
- 事業方式について
- 余熱活用策について

5

#### ■ 事業範囲(案)について



6



## 分析結果

調査の結果をふまえ、新処理施設が稼働した場合の分析を行いました。

分析は、現在の交通量に将来の交通量伸び率を掛け、さらに施設従業員の見込み人数を加えた上で、交差点の混雑の状況を数値化した「交通容量比」を算出、結果としては**現況交差点での交通処理能力は十分あるものでした。**

しかしながら、組合としては現状の交差点は直線から勾配もあり、速度が出やすい路線であることや冬期間の影響を勘案し、より安全に配慮するため道路改良ができないか現在、検討を継続しております。

横断可能容量、評価 交差点名：国道284号

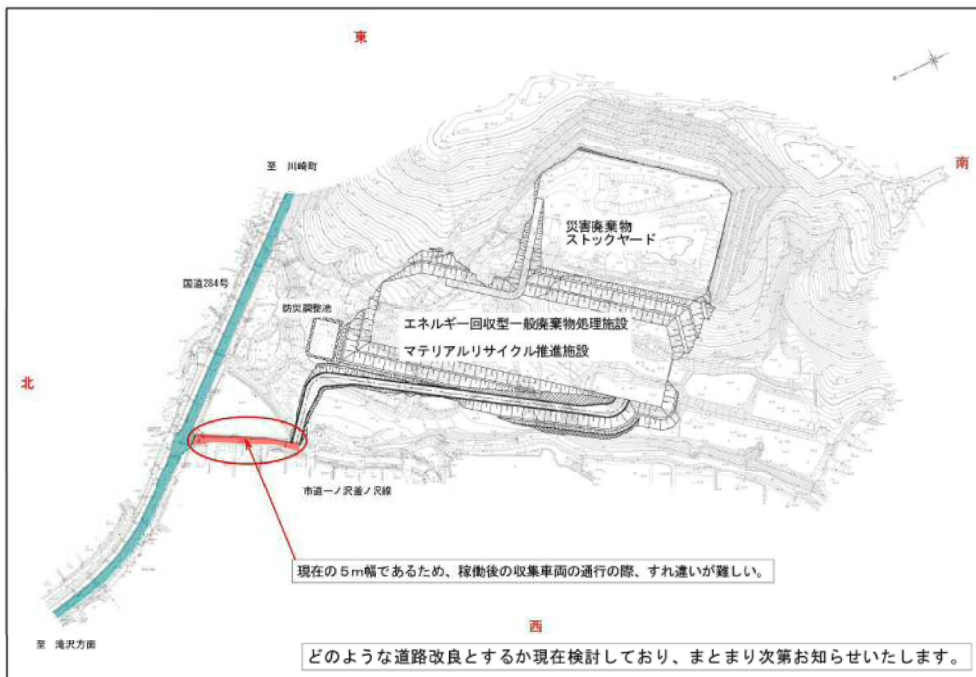
No	実交通量 Mn	Qx	gx	lx	交通容量 Cpx	交通容量率 Cpx - Mn	交通容量比 Mn / Cpx	評価
1	26	0.196	4.1	2.2	903	877	0.029	OK
2	5	0.136	6.2	3.3	583	578	0.009	OK
3	1	0.335	7.1	3.5	161	160	0.006	OK
4	0	0.339	6.5	4.0	180	180	0.000	OK
5	0	0.136	4.1	2.2	1083	1083	0.000	OK
6	5	0.190	6.2	3.3	453	448	0.011	OK
7	1	0.335	7.1	3.5	161	160	0.006	OK
8	0	0.334	6.5	4.0	187	187	0.000	OK
混1	6	—	—	—	400	394	0.015	OK
混2	6	—	—	—	352	346	0.017	OK

※ 交通容量比が「1」を超える場合は、通行に支障が出る交通容量であるとされる。

- No. 1 : 主道路 (流入部) ① 国道284号より (一宮市内方面) からの右折
- No. 2 : 支道路 (流入部) ② 市道平沢10号線 からの左折
- No. 3 : 支道路 (流入部) ③ 市道平沢10号線 からの右折
- No. 4 : 支道路 (流入部) ④ 市道平沢10号線 の直進
- No. 5 : 主道路 (流入部) ⑤ 国道284号下り (川崎町方面) からの右折
- No. 6 : 支道路 (流入部) ⑥ 市道一ノ沢釜ノ沢線 からの左折
- No. 7 : 支道路 (流入部) ⑦ 市道一ノ沢釜ノ沢線 からの右折
- No. 8 : 支道路 (流入部) ⑧ 市道一ノ沢釜ノ沢線 の直進
- No. 混1 : 支道路 (流入部) ⑨ 市道平沢10号線 左折右折用車線
- No. 混2 : 支道路 (流入部) ⑩ 市道一ノ沢釜ノ沢線 左折右折用車線

## ② 候補地への接続市道の改良

候補地に接続する市道 (一ノ沢釜ノ沢線) について、現在の道路の幅が5mであることから、収集車両のすれ違いが難しく、通行及び安全上問題となることから、**市道の拡幅について検討しています。**



どのような道路改良とすることが現在検討しており、まとも次第お知らせいたします。

## ■ 付加的に導入する処理方式について

新処理施設の処理方式は、「焼却方式」としてはありますが、このほかに啓発を行うという観点から、焼却方式に加え、「資源化率の高い処理方式」を付加的に導入し、「燃やせるごみ」の一部が資源化する取組みを目に見える形にすることにより、資源循環型社会形成に向けた住民の意識醸成を図ることができないか検討したものです。

### 検 討 結 果

資源化率の高い処理方式としては、実現性やコストなどの運用面から最も優位であるとして「**生ごみの堆肥化設備の設置**」としました。

新処理施設の建設に合わせて設置に向けて計画を進めることとし、具体的な規模や、堆肥化する生ごみの収集方法については今後検討します。

なお、この取組は啓発が目的であるため、**事業者などから排出された生ごみの一部を利用することを想定しており、設備については小規模になる見込みです。**

11

## ■ 事業方式について

新処理施設の建設や運営の事業方式について検討した結果、**DBO方式（設計施工と運営の一括発注）**が最も優位性があるものとなりました。

各事業方式の特徴

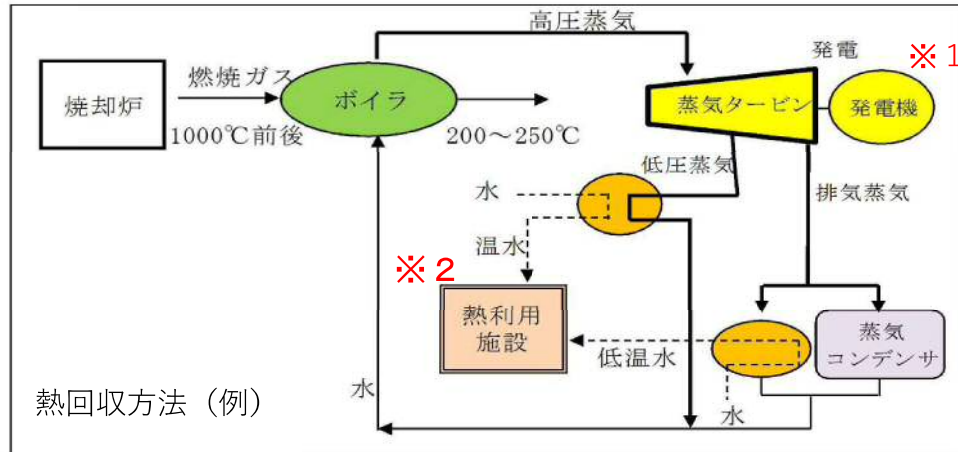
事業方式	特徴	資金	設計 建設	運営	施設の所有
PFI(Private Financial Initiative) 民設民営	公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 あくまで地方公共団体が発注者となる。	民間	民間	民間	施設の所有は民間にあるが、契約期間終了後は自治体に所有権を移転(施設を解体、または民間にそのまま移譲される方法もある)
DBO(Design Build Operate) 公設民営	地方公共団体が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する手法。	公共	民間	民間	施設の所有権は自治体にある
公設公営	財源確保から設計・建設・運営全てを公共が行う。(運営を民間委託する場合も含む)	公共	公共	公共	施設の所有権は自治体にある

12



## ■ 余熱活用策について

新処理施設では、廃棄物を焼却した際に発生した熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンによる発電（※1）を行い施設の稼働などに利用することとしているが、更に余った熱を活用（※2）できないか検討をしています。



### 発電量等試算例（整備基本計画 熱利用計画から）

（発電機容量が1,900KW、基準ごみを2炉運転で焼却する場合）

発電量：1,633 KW、熱量：23.2 GJ（50℃程度の温水）

13

余熱活用策については、一関市、平泉町の職員で構成する「余熱活用ワーキンググループ」において具体的な検討を進めてきました。ワーキンググループからの提案内容について実現性を考慮し、次の2つについて検討を進めることとしました。

### ●防災機能（避難スペースなど）

施設本体に取り入れることが可能であり、処理施設は災害時にも稼働できるため。

### ●農林業利用（温室ハウスなど）

回収エネルギーを産業へ還元し、資源循環を図ることができるため。

（※農業利用のほか林業への活用を含めることとした。）

（具体策案の例：農業トレーニングハウス、振興作物栽培、木材チップ乾燥）

余熱活用の内容については、実際に使用できる熱量などを精査したうえで、今後、ご意見を伺いながら検討いたします。

この余熱活用の取組は、  
一関市の「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」  
平泉町の「平泉町地球温暖化対策実行計画」  
に合致したものです。

14

## (4) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況



### ■ マテリアルリサイクル推進施設の整備

組合では、当初、新処理施設を先行して整備事業を進めており、資源物や不燃物、粗大ごみなどの処理を行うマテリアルリサイクル施設（以下「**新リサイクル施設**」という）については、当面、現施設を継続使用することとし、国が打ち出す製品プラスチックの資源化に関する新しい制度に併せて、新リサイクル施設の整備を検討することとしておりました。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「**プラスチック資源循環促進法**」という）」が施行されたことや、現施設の老朽化の課題を踏まえ、**新リサイクル施設について、新処理施設と併せて整備することとした**ものです。

15

### ■ マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画(案)の概要(作成中)

新リサイクル施設の規模や能力などについて、基本事項をまとめる整備基本計画の策定を現在進めています。計画の構成は次のとおりです。

章	項目	内容
第1章	基本計画の目的	施設整備計画策定の目的
第2章	施設整備基本方針	新リサイクル施設の整備基本方針の設定
第3章	基本的事項の確認	処理対象ごみ、処理対象ごみ量、施設整備規模、建設候補地など
第4章	安全・衛生対策	稼働時の施設内の安全対策、衛生対策など
第5章	環境保全計画	環境保全計画対策の検討など
第6章	基本フロー	検討中（基本フロー、前処理フロー、処理フロー）
第7章	機械設備の検討	検討中（導入する設備の概要、条件など）
第8章	建築計画の検討	検討中（建築計画、建築物の構造など）
第9章	啓発施設の検討	検討中（啓発、環境学習施設など）
第10章	全体配置計画の検討	検討中（施設配置例など）
第11章	施設運営計画	検討中（運転管理方法、運転人員など）
第12章	財源計画	検討中（建設費、財源計画など）
第13章	整備スケジュール	検討中（事業工程、工事工程など）

16

## 【第1章】計画の目的

- 組合では、一関清掃センター及び大東清掃センターの二つの施設において、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行っておりますが、両施設とも施設や設備の老朽化に伴う大規模な改修が必要となっております。
- 令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法により、プラスチック資源の分別収集及び再商品化(リサイクル)に係る必要な措置が求められています。
- これらを踏まえ、組合では既存の施設を統合し、プラスチック資源循環促進法への対応など資源循環の取組を推進するため、新たなリサイクル施設を整備することとし、本計画において、施設規模、処理条件など基本的な事項についてまとめるものです。

17

## プラスチック資源循環促進法とは？

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応するため、プラスチック使用製品の合理化や市区町村による再商品化(リサイクル)など、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要となっております。

このことから、令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が制定され、令和4年4月1日から施行されております。

★プラスチック資源循環法による対応

プラスチック製 容器包装	<b>主に容器包装に使用されるもの</b> (例: ボトル類、カップ類、トレイ類(食品用トレイ含む)、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類、発泡スチロール) ※現在は資源物として処理している。→ <b>今までどおり資源物として処理</b>
プラスチック使用 製品廃棄物	<b>製品そのものがプラスチック製のもの</b> (例: プラスチック製のハンガー、洗面器など) ※現在は「燃やせないごみ」としている → <b>資源物として処理</b>

18

## 【第2章】施設整備基本方針

新リサイクル施設の整備基本方針を設定。

### ① 安定性に優れた安全な施設

- ・ 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- ・ 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

### ② 環境に配慮した施設

- ・ 環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全に配慮した施設
- ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

### ③ 廃棄物を資源として活用できる施設

- ・ 廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設

### ④ 災害に強い施設

- ・ 災害時でも稼働し、構成市町からの依頼により災害廃棄物を受け入れし処理できる施設

### ⑤ 経済性に優れた施設

- ・ 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

19

## 【第3章】施設整備の基本的事項

### 1 処理対象ごみ（案）

新リサイクル施設稼働時のごみの分別区分を次のとおり検討しています。

分別区分	現在との変更点
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃やせないごみのうち、「<b>プラスチック使用製品廃棄物</b>」を「<b>プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物</b>」として<b>資源ごみに分類変更する。</b></li><li>・ 「<b>蛍光灯など</b>」を新規に「<b>（仮称）危険・有害ごみ</b>」に分類する。</li></ul>

20

分 別 区 分		現在との変更点
資 源 ご み	びん	変更なし
	缶	変更なし
	ペットボトル	変更なし
	プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品トレイをプラスチック製容器として、他の容器と合わせる</li> <li>・プラスチック使用製品廃棄物を追加する。</li> </ul>
	紙類	変更なし
	小型家電	検討中
	古着	検討中（新規追加）

21

分 別 区 分	現在との変更点
(仮称) 危険・有害ごみ	検討中（新規追加）

内容(品目)、排出方法、排出場所、計画収集頻度、収集体制の案は、現在、構成市町とともに検討しています。

22

## 2 処理対象ごみ量

稼働開始の処理対象ごみ量は、**年間3,990 t**と推計

## 3 施設整備規模

### (1) 稼働時間

1日当たりの稼働時間は、**日中5時間**を想定

### (2) 施設整備規模

処理対象ごみ量、稼働日数、時間を基に施設整備規模を算出

1日当たりの処理 **21.0 t**と推計

## 4 建設候補地

建設候補地は、新エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

(新処理施設)と**同一敷地内に整備**する

23

## 5 公害防止基準

公害防止基準は、法規制値等の遵守を基本とし、周辺環境を踏まえ、

**技術的かつ合理的に可能な範囲で公害防止基準の上乗せ**を検討。

**騒音**： 騒音規制法に基づく規制対象地域外

**振動**： 振動規制法に基づく規制対象地域外

**悪臭**： 悪臭防止法に基づく規制対象地域外



**環境影響評価の予測結果を踏まえ対応を検討**

**排水**： プラント排水は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設において場内利用とすることで循環再利用とし**無放流**とする

24

環境保全計画では、周辺環境への影響を最小限にするため、必要な対策を講じる。

### 1 騒音・振動対策

- ・ 騒音・振動の少ない機器を選定、建屋内に設置することで外部に漏洩しないようにする。
- ・ 吸音材、防振装置（スプリングや緩衝ゴム等）により騒音・振動の周囲への拡散を防止する。
- ・ 振動装置の大きい機器は遮音性の高い部屋に格納し、騒音・振動の工場棟外への伝播を防ぐ。

### 2 悪臭対策

- ・ 臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることで臭気の漏洩を防ぐ。
- ・ 必要に応じて、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、ごみの搬入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止すること等も検討する。
- ・ 粉じん対策として設置する集じん設備には、活性炭吸着等の脱臭装置を併設し臭気対策を講ずる。

### 3 排水対策

- ・ プラットホームの床面に勾配をもたせて集水し、たまり水発生による悪臭の発生を防止する。

### 4 粉じん対策

- ・ 粉じんが発生しにくい機器を選定する。
- ・ 散水等により粉じんの発生を防ぐ。
- ・ 設備を建屋内に設置し、局所排気装置により発生した粉じんを吸引し、集じん装置で補修する。

25

## (5) 今後の予定



### ■新処理施設整備スケジュールの変更

現在、整備基本計画の策定を進めている新リサイクル施設を新処理施設と同一敷地内に整備することとしていることから、新処理施設整備と新リサイクル施設整備との工程のすり合わせを図るため、関連事業の実施時期の見直しを行いました。

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境影響評価	当初	■	■	■					
	変更後		■	■	■				
用地測量 不動産鑑定	当初			■					
	変更後			■	■				
用地取得	当初			■					
	変更後			■	■				
事業者選定	当初		■	■	■				
	変更後		■	■	■	■			
実施設計 建設工事	当初				■	■	■	■	■
	変更後				■	■	■	■	■
試運転	当初							■	■
	変更後							■	■
供用開始	当初							★	★
	変更後							★	★

建設工事発注時期を変更することから、供用開始が1年程度ずれる見込み。  
 (令和9年度末 → 令和10年度末)

26

## ■令和5年度の予定

令和5年度に予定している主な事業は次のとおりです。

なお、詳細の進め方や時期については、土地所有者、候補地周辺住民の皆さまと話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

項目	内容
環境影響評価	調査結果に基づき影響を分析し準備書を取りまとめ公表する。
先進地視察	今後ご意見をお聞きしながら必要に応じて実施。
用地測量	造成設計等をもとに、取得する土地の面積を求積し、また境界の確認などを行う
造成実施設計	基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う。
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
不動産鑑定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
土地売買契約	土地所有者との合意の上、売買契約等により取得する

27

ご清聴ありがとうございました。



28



# 一般廃棄物最終処分場 第 6 回 建設候補地周辺自治会説明会

日時：令和5年2月19日（日）午後2時

場所：マリアージュ（千厩）

一関地区広域行政組合



1

## 本日の説明内容

- (1) 前回（第5回）説明会の概要
- (2) 一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定
- (3) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況
- (4) 今後の予定



2

## (1) 前回（第5回）説明会の概要（R4.2開催）



### ■説明内容

- **第4回説明会の概要**（R3.11開催）
  - ・ 地形測量、地質調査の結果・・・令和3年10月に完了
  - ・ 放流水の計画放流水質（案）・・・法定よりも厳しい自主基準を設定
- **一般廃棄物最終処分場整備基本計画（案）の概要**
- **今後の予定**
  - ・ 令和4年度、令和5年度の予定

3

## (2) 一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定



組合では、施設規模や能力など施設整備の基本的事項をまとめた「**一般廃棄物最終処分場整備基本計画**」を令和4年3月に策定いたしました。

本日は、計画の概要版を資料として配布しております。

本計画に基づき、一般廃棄物最終処分場（新最終処分場）の整備を進めることとしています。

4

### (3) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況

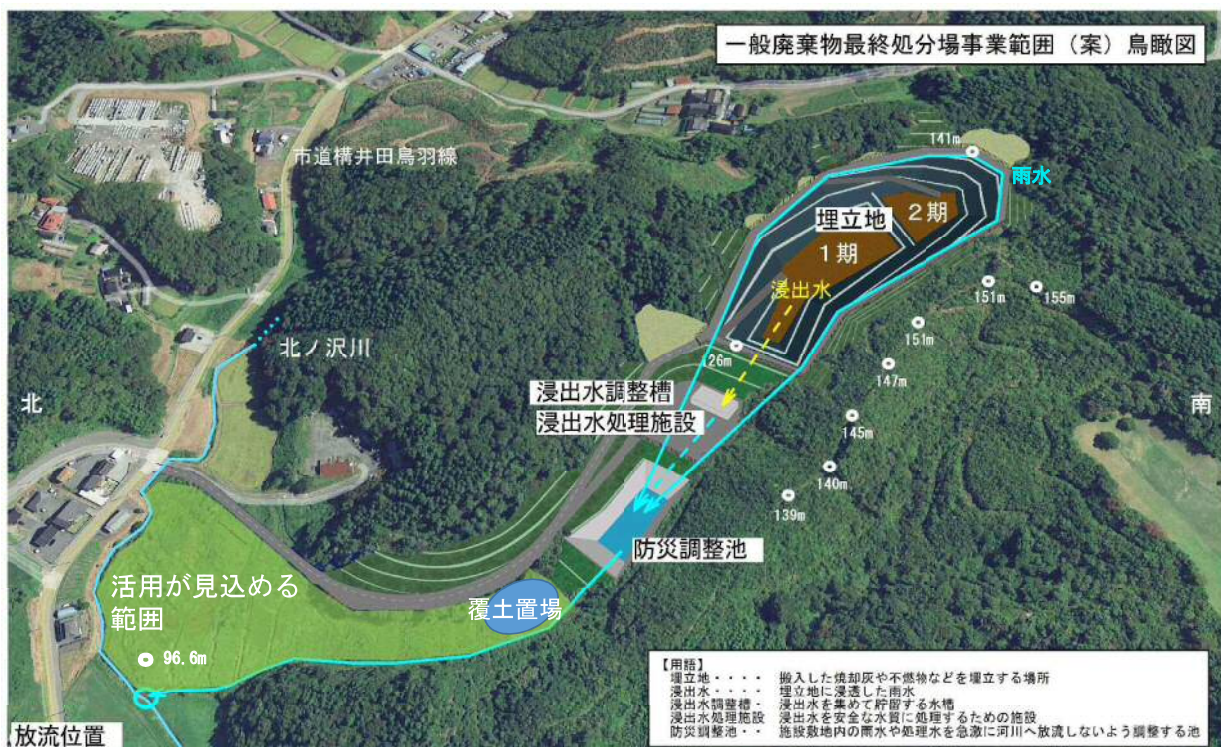


一般廃棄物最終処分場整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討してきました。

- 事業範囲（案）
- 取付道路の位置（案）
- 処理水の放流位置（案）

5

#### ■ 事業範囲(案)・取付道路の位置(案)・処理水の放流位置(案)



6

## 新最終処分場事業範囲(案)の概要

項目	内容	補足
埋立地の規模 と埋立期間	全体施設規模 <b>126,800m<sup>3</sup></b> 埋立期間25年 1期 <b>80,600m<sup>3</sup></b> (15年) 2期 <b>46,200m<sup>3</sup></b> (10年)	1期と2期で段階的に整備を行う。
構造形式	<b>オープン型</b>	整備基本計画と同様
造成法面勾配	①埋立地内 切土法面 <b>1 : 2.0</b> 盛土法面 <b>1 : 2.0</b> ②埋立地外 切土法面 <b>1 : 1.5</b> 盛土法面 <b>1 : 2.0</b>	① 埋立地内は国の通知(※1)において、埋立地の法面勾配は遮水工の施工性、すべり、盛土の安定性の観点から50%未満を原則としているため。 ② 埋立地外は次に基づく。 ・切土 県条例施行規則(※2)及び地質調査結果から ・盛土 道路土工盛土指針(※3)の目安を参照。

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日付環水企第301号・衛環第63号)

※2 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手規則第22号)

※3 道路土工盛土工指針・・・(平成22年度版) 社団法人日本道路協会

7

項目	内容	補足
管理棟	浸出水処理施設に管理設備を設置	
浸出水処理 施設	処理規模 <b>100m<sup>3</sup>/日</b> 浸出水調整槽 <b>1,400m<sup>3</sup></b> (1期分)	千厩気象観測所の過去30年(1992~2021)の気象データのほか、年間降水量が最大の年である1991年を加えた31年間のデータを基に水収支計算を行い、1期分の規模を算出。 ※2期分は別に増設するため、スペースを敷地内に確保する。
取付道路	廃棄物の搬入車両は、 <b>市道構井田鳥羽線</b> から接続するものとする。	事業範囲(案)図のとおり
防災調整池	上流(埋立地側)の 防災調整池容量 <b>6,100m<sup>3</sup></b> ※下流側にも設置することとしています。 位置や規模については調整中です。	防災調整池の容量は、「岩手県林地開発許可技術基準」に基づき設定。 北ノ沢川において建設候補地から千厩川へ合流するまでの区間で、水が流れる能力が最も小さい地点に影響しないように設定。
緩衝緑地	生活圏からの景観に配慮し、緑地帯や植林などを検討(一部は覆土置場を想定)	市道沿いの平地は活用が見込める範囲として、 <b>活用について周辺住民の皆さまと話し合い</b> していく。

8

### (3) 今後の予定



#### ■ 整備事業スケジュールの変更

昨年9月に住民団体から『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願が組合議会に提出されたことに伴い、組合としては、議会の動向を注視し、新たな内容をご説明する説明会などを控えておりましたが、

令和5年1月16日に組合議会臨時会において議会の判断が示されたことを受け、組合に対しても同様の主旨の署名を提出がありましたことから、これまでの選定経過や取組を踏まえ、組合として**これまでどおり新最終処分場の候補地を「千厩字北ノ沢ほか」として事業を進めることといたしました。**

これに伴い、控えていた説明会などの関連事業をこれから実施していくことから、事業工程の見直しを行いました。

9

#### 新最終処分場年次計画

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地形測量	当初	■							
	変更後	■							
地質調査	当初	■							
	変更後	■							
基本設計	当初	■	■	■					
	変更後	■	■	■					
用地測量 不動産鑑定	当初			■	■				
	変更後			■	■				
用地取得	当初			■	■	■			
	変更後			■	■	■			
生活環境影響調査	当初		■	■	■	■	■		
	変更後		■	■	■	■	■		
実施設計	当初			■	■	■	■		
	変更後			■	■	■	■		
建設工事	当初				■	■	■	■	■
	変更後				■	■	■	■	■
供用開始	当初							★	
	変更後								★

供用開始の時期が、令和8年度末から令和9年度末として**1年程度ずれ込む見込み**です。

10

## ■ 令和5年度の予定

### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）

新最終処分場建設候補地周辺的生活環境への影響を予測・分析し、その対応を検討するための調査を実施します。

#### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）において施設の設置許可を要する**一定規模の廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもの**。  
対象とする規模は次のとおり。

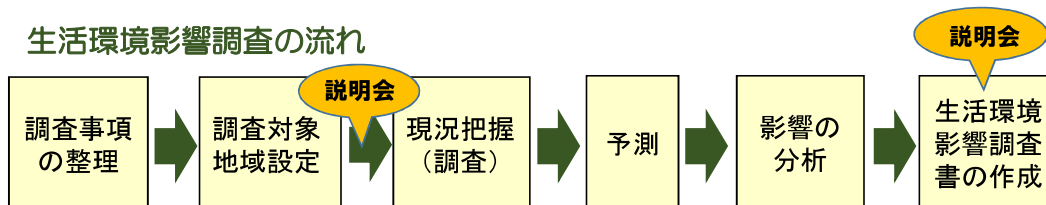
根拠法令	調査内容	新処理施設 (処理能力約4.5 t/時)	新最終処分場 (埋立面積2~3ha)
環境影響評価法	環境影響評価 (環境アセスメント)	—	30ha以上
岩手県環境影響 評価 条 例	環境影響評価 (環境アセスメント)	<u>4 t/時以上</u>	5 ha以上~30ha未満
廃棄物処理法	生活環境影響調査 (ミニアセスメント)	200kg/時以上	<u>県条例未満の面積</u>

11

### 【事業内容】

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）が示す内容は次のとおり。

#### ① 生活環境影響調査の流れ



#### ② 調査項目の例

項目	内容
大 気 質	粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子物質
騒 音	騒音レベル
振 動	振動レベル
悪 臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）
水 質	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全りん、全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質（SS）、その他必要な項目
地 下 水	地下水の流れ

調査に当たっては周辺土地の立ち入りについてご協力をお願いする場合がございます。

12

## その他の事業

生活環境影響調査以外の新最終処分場建設に関連する事業は次のとおりです。

なお、このほかに最終処分場がどのような施設であるかご理解いただくための施設見学会の開催などを考えております。

項 目	内 容
用 地 測 量	造成設計等を基に、取得する土地の面積を求積し、また境界の確認などを行う
不 動 産 鑑 定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
実 施 設 計	令和4年度に行った基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う

13

ご清聴ありがとうございました。



14

# 新処理施設等の整備に関する 住民説明会

## ( 第 8 回 )

日 時	場 所
令和5年2月20日(月) 19:00~20:30	平泉町学習交流施設エピカ
令和5年2月25日(土) 10:00~11:30	一関市総合体育館ユードーム
令和5年2月25日(土) 14:00~15:30	弥栄市民センター
令和5年2月26日(日) 10:00~11:30	マリアージュ

一関地区広域行政組合



1

## 本日の説明内容

- (1) 前回までの住民説明会の内容
- (2) 施設整備基本計画の策定
- (3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況
- (4) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況
- (5) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況



2



## (1) 前回までの住民説明会の内容



### ■ これまでの住民説明会の実施状況

開催	時期	会場数	回数	の参加者	主な説明内容
第1回	R1.12.1～17	8会場	8回	263人	最終選考候補地を4か所としたこと
第2回	R2.7.3～8	8会場	10回	158人	① 施設整備基本方針(案) ② 各候補地の建設場所の検討状況 ③ 候補地の絞込み方法(案)
第3回	R2.9.11～16	8会場	10回	149人	① 新処理施設の処理方式(案) ② 最終処分場の施設形式(案) ③ リサイクル施設の整備方針(案) ④ 候補地の評価(中間)の状況について
第4回	R2.11.6～10	8会場	8回	116人	① 新処理施設の施設規模(案) ② 最終処分場の施設規模(案) ③ 新処理施設のエネルギー量の見込み ④ 候補地の評価(案)
第5回	R3.6.26～29	3会場	3回	30人	① 新処理施設の焼却方式(案)、事業方式(案) ② 新最終処分場の漏水検知システムの導入(案)、 浸出水処理施設の規模の考え方(案) ③ 今後の予定について など
第6回	R4.3.1～6	4会場	4回	30人	施設整備基本計画(案)の概要
第7回	R4.11.19～25	5会場	6回	322人	① 新最終処分場の候補地選定の経過 ② 新最終処分場整備基本計画の概要
			計	1,068人	

3

## (2) 各施設の整備基本計画の策定



第6回の住民説明会において、計画案の概要をご説明しておりました次の2つの計画を令和4年3月に策定いたしました。

- ・ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画
- ・ 一般廃棄物最終処分場整備基本計画

本日は、計画の概要版を資料として配布しております。  
(昨年5月発行の組合広報紙「くらしの情報」に掲載)

本計画に基づき、各施設の整備を進めることとしています。

4

### (3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況

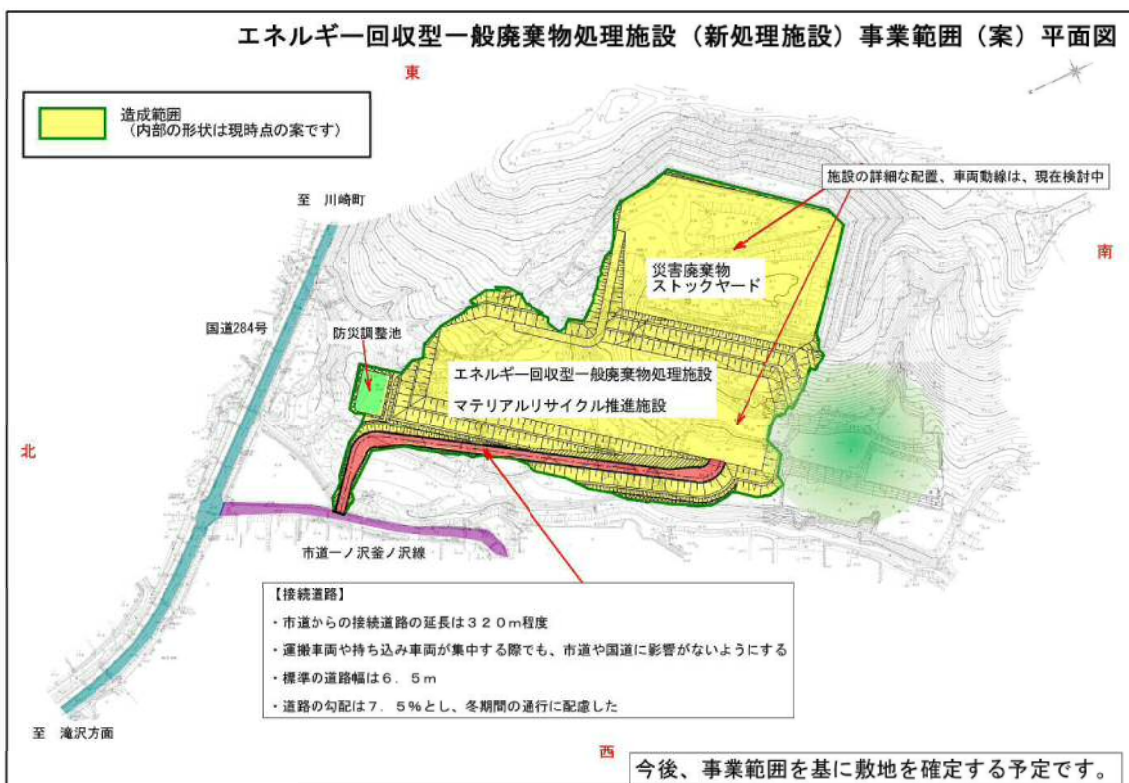


エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討しました。

- 事業範囲（案）について
- 周辺環境の整備について
- 付加的に導入する処理方式について
- 事業方式について
- 余熱活用策について

5

#### ■ 事業範囲(案)について



6

## ■ 周辺環境の整備について

### ① 国道284号の交通量調査の実施と分析

国道284号と候補地へ接続する市道との交差点の交通量調査を実施しその分析を行いました。

分析の結果は、**交通処理能力は十分あるものでしたが**、より安全に配慮するため**道路改良ができないか現在、検討を継続しております。**

### ② 候補地への接続市道の改良

候補地に接続する市道（一ノ沢釜ノ沢線）について、現在の道路の幅が5mであることから、収集車両のすれ違いが難しく、通行及び安全上問題となることから、**市道の拡幅について検討しています。**

7

## ■ 付加的に導入する処理方式について

新処理施設の処理方式は、「**焼却方式**」としていますが、このほかに啓発を行うという観点から、焼却方式に加え、「**資源化率の高い処理方式**」を**付加的に導入**し、「燃やせるごみ」の一部が資源化する取組みを目に見える形にすることにより、資源循環型社会形成に向けた住民の意識醸成を図ることができないか検討したものです。

### 検 討 結 果

資源化率の高い処理方式としては、実現性やコストなどの運用面から最も優位であるとして「**生ごみの堆肥化設備の設置**」としました。

新処理施設の建設に合わせて設置に向けて計画を進めることとし、具体的な規模や、堆肥化する生ごみの収集方法については今後検討します。

なお、この取組は啓発が目的であるため、**事業者などから排出された生ごみの一部を利用することを想定しており、設備については小規模になる見込みです。**

8

## ■ 事業方式について

新処理施設の建設や運営の事業方式について検討した結果、**DBO方式（設計施工と運営の一括発注）**が最も優位性があるものとなりました。

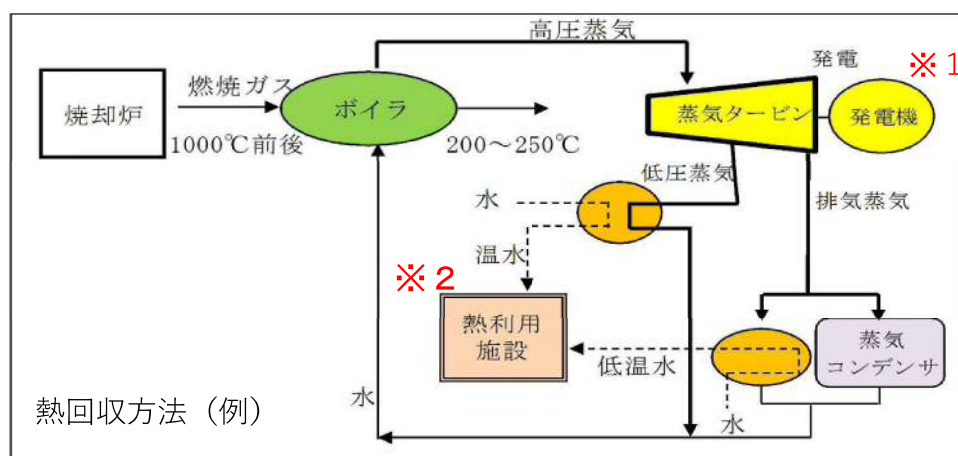
各事業方式の特徴

事業方式	特徴	資金	設計建設	運営	施設の所有
PFI(Private Financial Initiative) 民設民営	公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 あくまで地方公共団体が発注者となる。	民間	民間	民間	施設の所有は民間にあるが、契約期間終了後は自治体に所有権を移転(施設を解体、または民間にそのまま移譲される方法もある)
<b>DBO(Design Build Operate)</b> 公設民営	<b>地方公共団体が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する手法。</b>	<b>公共</b>	<b>民間</b>	<b>民間</b>	<b>施設の所有権は自治体にある</b>
公設公営	財源確保から設計・建設・運営全てを公共が行う。(運営を民間委託する場合も含む)	公共	公共	公共	施設の所有権は自治体にある

9

## ■ 余熱活用策について

新処理施設では、廃棄物を焼却した際に発生した熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンによる**発電**（※1）を行い施設の稼働などに利用することとしているが、**更に余った熱を活用**（※2）できないか検討をしています。



**発電量等試算例（整備基本計画 熱利用計画から）**

（発電機容量が1,900KW、基準ごみを2炉運転で焼却する場合）

**発電量：1,633 KW、熱量：23.2 GJ（50℃程度の温水）**

10

余熱活用策については、一関市、平泉町の職員で構成する「余熱活用ワーキンググループ」において具体的な検討を進めてきました。

ワーキンググループからの提案内容について実現性を考慮したうえで次の2つについて検討を進めることとしました。

## ●防災機能（避難スペースなど）

施設本体に取り入れることが可能であり、処理施設は災害時にも稼働できるため。

## ●農林業利用（温室ハウスなど）

回収エネルギーを産業へ還元し、資源循環を図ることができるため。

（※農業利用のほか林業への活用を含めることとした。）

（具体策案の例：農業トレーニングハウス、振興作物栽培、木材チップ乾燥）

余熱活用の内容については、実際に使用できる熱量などを精査したうえで、今後、ご意見を伺いながら検討いたします。

この余熱活用の取組は、

一関市の「**一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン**」

平泉町の「**平泉町地球温暖化対策実行計画**」

に合致したものです。

11

## (4) マテリアルリサイクル推進施設整備の検討状況

### ■ マテリアルリサイクル推進施設の整備

組合では、当初、新処理施設を先行して整備事業を進めており、資源物や不燃物、粗大ごみなどの処理を行うマテリアルリサイクル施設（以下「**新リサイクル施設**」という）については、当面、現施設を継続使用することとし、国が打ち出す製品プラスチックの資源化に関する新しい制度に併せて、新リサイクル施設の整備を検討することとしておりました。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「**プラスチック資源循環促進法**」という）」が施行されたことや、現施設の老朽化の課題を踏まえ、**新リサイクル施設について、新処理施設と併せて整備することとした**ものです。

12

## ■ マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画(案)の概要(作成中)

新リサイクル施設の規模や能力などについて、基本事項をまとめる整備基本計画の策定を現在進めています。計画の構成は次のとおりです。

章	項目	内容
第1章	基本計画の目的	施設整備計画策定の目的
第2章	施設整備基本方針	新リサイクル施設の整備基本方針の設定
第3章	基本的事項の確認	処理対象ごみ、処理対象ごみ量、施設整備規模、建設候補地など
第4章	安全・衛生対策	稼働時の施設内の安全対策、衛生対策など
第5章	環境保全計画	環境保全計画対策の検討など
第6章	基本フロー	検討中（基本フロー、前処理フロー、処理フロー）
第7章	機械設備の検討	検討中（導入する設備の概要、条件など）
第8章	建築計画の検討	検討中（建築計画、建築物の構造など）
第9章	啓発施設の検討	検討中（啓発、環境学習施設など）
第10章	全体配置計画の検討	検討中（施設配置例など）
第11章	施設運営計画	検討中（運転管理方法、運転人員など）
第12章	財源計画	検討中（建設費、財源計画など）
第13章	整備スケジュール	検討中（事業工程、工事工程など）

13

### 【第1章】計画の目的

- 組合では、一関清掃センター及び大東清掃センターの二つの施設において、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行っておりますが、両施設とも施設や設備の老朽化に伴う大規模な改修が必要となっております。
- 令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法により、プラスチック資源の分別収集及び再商品化(リサイクル)に係る必要な措置が求められています。
- これらを踏まえ、組合では既存の施設を統合し、プラスチック資源循環促進法への対応など資源循環の取組を推進するため、新たなリサイクル施設を整備することとし、本計画において、施設規模、処理条件など基本的な事項についてまとめるものです。

14

## プラスチック資源循環促進法とは？

プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応するため、プラスチック使用製品の合理化や**市区町村による再商品化（リサイクル）**など、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要となっています。

このことから、令和3年6月に**プラスチック資源循環促進法**が制定され、令和4年4月1日から施行されております。

★プラスチック資源循環法による対応

プラスチック製 容器包装	<b>主に容器包装に使用されるもの</b> (例: ボトル類、カップ類、トレイ類(食品用トレイ含む)、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類、発泡スチロール) ※現在は資源物として処理している。→ <b>今までどおり資源物として処理</b>
プラスチック使用 製品廃棄物	<b>製品そのものがプラスチック製のもの</b> (例: プラスチック製のハンガー、洗面器など) ※現在は「燃やせないごみ」としている → <b>資源物として処理</b>

15

## 【第2章】施設整備基本方針

新リサイクル施設の整備基本方針を設定。

### ① 安定性に優れた安全な施設

- ・ 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- ・ 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

### ② 環境に配慮した施設

- ・ 環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全に配慮した施設
- ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

### ③ 廃棄物を資源として活用できる施設

- ・ 廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設

### ④ 災害に強い施設

- ・ 災害時でも稼働し、構成市町からの依頼により災害廃棄物を受け入れし処理できる施設

### ⑤ 経済性に優れた施設

- ・ 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

16

## 1 処理対象ごみ（案）

新リサイクル施設稼働時のごみの分別区分を次のとおり検討しています。

分別区分	現在との変更点
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃やせないごみのうち、「プラスチック使用製品廃棄物」を「プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物」として資源ごみに分類変更する。</li> <li>・ 「蛍光灯など」を新規に「（仮称）危険・有害ごみ」に分類する。</li> </ul>

17

分別区分	現在との変更点	
資源ごみ	びん	変更なし
	缶	変更なし
	ペットボトル	変更なし
	プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品トレイをプラスチック製容器として、他の容器と合わせる</li> <li>・ プラスチック使用製品廃棄物を追加する。</li> </ul>
	紙類	変更なし
	小型家電	検討中
	古着	検討中（新規追加）

18



分 別 区 分	現在との変更点
(仮称) 危険・有害ごみ	検討中（新規追加）

内容(品目)、排出方法、排出場所、計画収集頻度、収集体制の案は、現在、構成市町とともに検討しています。

19

## 2 処理対象ごみ量

稼働開始の処理対象ごみ量は、**年間3,990 t** と推計

## 3 施設整備規模

### (1) 稼働時間

1日当たりの稼働時間は、**日中5時間**を想定

### (2) 施設整備規模

処理対象ごみ量、稼働日数、時間を基に施設整備規模を算出

1日当たりの処理 **21.0 t** と推計

## 4 建設候補地

建設候補地は、新エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

(新処理施設) と 同一敷地内に整備する

20

## 5 公害防止基準

公害防止基準は、法規制値等の遵守を基本とし、周辺環境を踏まえ、**技術的かつ合理的に可能な範囲で公害防止基準の上乗せ**を検討。

**騒音**：騒音規制法に基づく規制対象地域外

**振動**：振動規制法に基づく規制対象地域外

**悪臭**：悪臭防止法に基づく規制対象地域外



**環境影響評価の予測結果を踏まえ対応を検討**

**排水**：プラント排水は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設において場内利用とすることで循環再利用とし**無放流**とする

21

### 【第5章】環境保全計画

環境保全計画では、周辺環境への影響を最小限にするため、必要な対策を講じる。

#### 1 騒音・振動対策

- ・ 騒音・振動の少ない機器を選定、建屋内に設置することで外部に漏洩しないようにする。
- ・ 吸音材、防振装置（スプリングや緩衝ゴム等）により騒音・振動の周囲への拡散を防止する。
- ・ 振動装置の大きい機器は遮音性の高い部屋に格納し、騒音・振動の工場棟外への伝播を防ぐ。

#### 2 悪臭対策

- ・ 臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることで臭気の漏洩を防ぐ。
- ・ 必要に応じて、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、ごみの搬入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止すること等も検討する。
- ・ 粉じん対策として設置する集じん設備には、活性炭吸着等の脱臭装置を併設し臭気対策を講ずる。

#### 3 排水対策

- ・ プラットホームの床面に勾配をもたせて集水し、たまり水発生による悪臭の発生を防止する。

#### 4 粉じん対策

- ・ 粉じんが発生しにくい機器を選定する。
- ・ 散水等により粉じんの発生を防ぐ。
- ・ 設備を建屋内に設置し、局所排気装置により発生した粉じんを吸引し、集じん装置で補修する。

22

## ■ 今後の予定（新処理施設、新リサイクル施設）

### ① 新処理施設整備スケジュールの変更

現在、整備基本計画の策定を進めている新リサイクル施設を新処理施設と同一敷地内に整備することとしていることから、新処理施設整備と新リサイクル施設整備との工程のすり合わせを図るため、関連事業の実施時期の見直しを行いました。

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境影響評価	当初	■	■	■					
	変更後		■	■	■				
用地測量 不動産鑑定	当初			■					
	変更後			■	■				
用地取得	当初			■					
	変更後			■	■				
事業者選定	当初		■	■	■				
	変更後		■	■	■	■			
実施設計 建設工事	当初				■	■	■	■	■
	変更後				■	■	■	■	■
試運転	当初							■	■
	変更後							■	■
供用開始	当初							★	★
	変更後							★	★

建設工事発注時期を変更することから、供用開始が1年程度ずれる見込み。  
（令和9年度末 → 令和10年度末）

23

### ② 令和5年度の予定

令和5年度に予定している主な事業は次のとおりです。

項目	内容
環境影響評価	調査結果に基づき影響を分析し準備書を取りまとめ公表する。
先進地視察	今後のご意見をお聞きしながら必要に応じて実施。
用地測量	造成設計等をもとに、取得する土地の面積を求積し、また境界の確認などを行う
造成実施設計	基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う。
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
不動産鑑定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
土地売買契約	土地所有者との合意の上、売買契約等により取得する

24

## (5) 一般廃棄物最終処分場整備の検討状況



一般廃棄物最終処分場整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討してきました。

- 事業範囲（案）
- 取付道路の位置（案）
- 処理水の放流位置（案）

25

### ■ 事業範囲(案)・取付道路の位置(案)・処理水の放流位置(案)



26

## 新最終処分場事業範囲(案)の概要

項目	内容	補足
埋立地の規模と埋立期間	全体施設規模 <b>126,800m<sup>3</sup></b> 埋立期間25年 1期 <b>80,600m<sup>3</sup></b> (15年) 2期 <b>46,200m<sup>3</sup></b> (10年)	1期と2期で段階的に整備を行う。
構造形式	<b>オープン型</b>	整備基本計画と同様
造成法面勾配	①埋立地内 切土法面 <b>1 : 2.0</b> 盛土法面 <b>1 : 2.0</b> ②埋立地外 切土法面 <b>1 : 1.5</b> 盛土法面 <b>1 : 2.0</b>	① 埋立地内は国の通知(※1)において、埋立地の法面勾配は遮水工の施工性、すべり、盛土の安定性の観点から50%未満を原則としている。 ② 埋立地外は次に基づく。 ・切土 県条例施行規則(※2)及び地質調査結果から ・盛土 道路土工盛土指針(※3)の目安を参照。

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日付環水企第301号・衛環第63号)

※2 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手規則第22号)

※3 道路土工盛土工指針・・・(平成22年度版) 社団法人日本道路協会

27

項目	内容	補足
管理棟	浸出水処理施設に管理設備を設置	
浸出水処理施設	処理規模 <b>100m<sup>3</sup>/日</b> 浸出水調整槽 <b>1,400m<sup>3</sup></b> (1期分)	千厩気象観測所の過去30年(1992~2021)の気象データのほか、年間降水量が最大の年である1991年を加えた31年間のデータを基に水収支計算を行い、1期分の規模を算出。 ※2期分は別に増設するため、スペースを敷地内に確保する。
取付道路	廃棄物の搬入車両は、 <b>市道構井田鳥羽線から接続するものとする。</b>	事業範囲(案)図のとおり
防災調整池	上流側(埋立地側)の 防災調整池容量 <b>6,100m<sup>3</sup></b> ※下流側にも設置することとしています。 位置や規模については調整中です。	防災調整池の容量は、「岩手県林地開発許可技術基準」に基づき設定。 放流について、北ノ沢川において建設候補地から千厩川へ合流するまでの区間で、水が流れる能力が最も小さい地点に影響しないように設定。
緩衝緑地	生活圏からの景観に配慮し、緑地帯や植林などを検討 (一部は覆土置場を想定)	市道沿いの平地は活用が見込める範囲として、 <b>活用について周辺住民の皆さまと話し合いをしていく。</b>

28

## ■ 今後の予定

### ① 整備事業スケジュールの変更

昨年9月に住民団体から『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願が組合議会に提出されたことに伴い、組合としては、議会の動向を注視し、新たな内容をご説明する説明会などを控えておりましたが、

令和5年1月16日に組合議会臨時会において議会の判断が示されたことを受け、組合に対しても同様の主旨の署名を提出がありましたことから、これまでの選定経過や取組を踏まえ、組合として**これまでどおり新最終処分場の候補地を「千厩字北ノ沢ほか」として事業を進めることとしました。**

これに伴い、控えていた説明会などの関連事業をこれから実施していくことから、事業工程の見直しを行いました。

29

### 新最終処分場工程表

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地形測量	当初	■							
	変更後	■							
地質調査	当初	■							
	変更後	■							
基本設計	当初	■	■	■					
	変更後	■	■	■					
用地測量 不動産鑑定	当初			■	■				
	変更後			■	■				
用地取得	当初				■	■			
	変更後				■	■			
生活環境影響調査	当初		■	■	■	■			
	変更後		■	■	■	■			
実施設計	当初			■	■	■	■		
	変更後			■	■	■	■		
建設工事	当初					■	■	■	■
	変更後					■	■	■	■
供用開始	当初							★	
	変更後							★	

供用開始の時期が、令和8年度末から令和9年度末として**1年程度ずれ込む見込み**です。

30

## ② 令和5年度の予定

### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）

新最終処分場建設候補地周辺の生活環境への影響を予測・分析し、その対応を検討するための調査を実施します。

#### 生活環境影響調査（ミニアセスメント）とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）において施設の設置許可を要する**一定規模の廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもの**。  
対象とする規模は次のとおり。

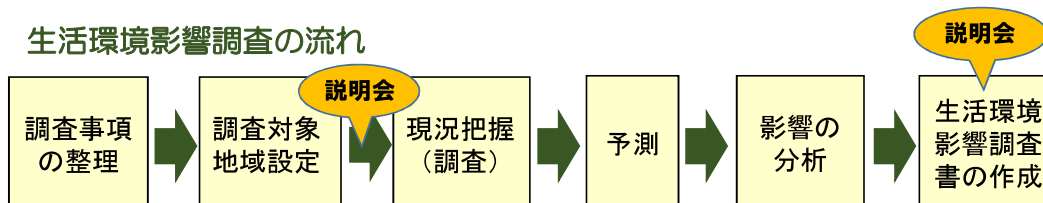
根拠法令	調査内容	新処理施設 (処理能力約4.5 t/時)	新最終処分場 (埋立面積2~3ha)
環境影響評価法	環境影響評価 (環境アセスメント)	—	30ha以上
岩手県環境影響評価条例	環境影響評価 (環境アセスメント)	<u>4 t/時以上</u>	5 ha以上~30ha未満
廃棄物処理法	生活環境影響調査 (ミニアセスメント)	200kg/時以上	<u>県条例未満の面積</u>

31

### 【事業内容】

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）が示す内容は次のとおり。

#### ① 生活環境影響調査の流れ



#### ② 調査項目の例

項目	内容
大気質	粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子物質
騒音	騒音レベル
振動	振動レベル
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）
水質	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全りん、全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質（SS）、その他必要な項目
地下水	地下水の流れ

32

## その他の事業

生活環境影響調査以外の新最終処分場建設に関連する事業は次のとおりです。

なお、このほかに最終処分場がどのような施設であるかご理解いただくための施設見学会の開催などを考えております。

項 目	内 容
用 地 測 量	造成設計等を基に、取得する土地の面積を求積し、また境界の確認などを行う
不 動 産 鑑 定	候補地敷地の不動産鑑定士により不動産の経済価値を判定し、適正な評価額を把握する
物件補償調査	建物、工作物及び立竹木などの種類、数量等を調査し、補償費を算定する
実 施 設 計	令和4年度に行った基本設計に基づき、具体的な工事数量等や工程の設計を行う

33

ご清聴ありがとうございました。



34